

道経連通信

臨時号41

発行所／北海道経済連合会

TEL:011-221-6166 (代表) / FAX:011-221-3608

発行人／菅原 光宏 全5頁

編集／中村 俊一、袖川 知恵美

臨時号

ホームページ <http://www.dokeiren.gr.jp/>

道経連通信 臨時号41

◆ 札幌市 より

令和2年5月25日、政府は緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認め、緊急事態が終了した旨宣言を行いました。そして、同年5月29日、北海道が6月以降の外出の自粛や施設の使用制限等の措置の段階的緩和と今後の感染防止の対応を示した『新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針』を定めたところです。

札幌市においても、現在の新型コロナウイルス感染症を収束させるとともに、次なる感染拡大に備えるため、当方針に沿った取組に努めることが必要となります。

各事業者の皆さまにおかれましては、改めて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、添付の事項について、ご留意いただきますようお願いいたします。

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針と 市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 25 日、政府は緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認め、緊急事態が終了した旨宣言を行いました。そして、同年 5 月 29 日、北海道が 6 月以降の外出の自粛や施設の使用制限等の措置の段階的緩和と今後の感染防止の対応を示した『新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針』を定めたところです。

札幌市においても、現在の新型コロナウイルス感染症を収束させるとともに、次なる感染拡大に備えるため、当方針に沿った取組に努めることが必要となります。

各事業者の皆さまにおかれましては、改めて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、下記の事項について、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

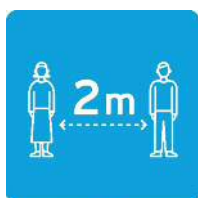
1 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまに置かれましては、以下(1)~(2)について、取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知いただきますようお願いいたします。

(1) 新北海道スタイルの実践

ア 従業員における「新しい生活様式」の実践

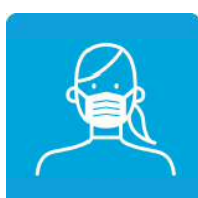
「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するため、従業員の皆さまへの周知、実践の徹底をお願いいたします。



いまは、きよ



手を洗おう



マスクをしよう



換気をしよう

りをとって



3つの密をさ
けよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう

イ 「7つのポイント」の取組

感染予防に取り組むために、事業の実施に当たっては以下のポイントを参考に感染予防に関する取組をお願いいたします。



ウ 「北海道スタイル」安心宣言について

各事業者の皆さまにおかれましては、上記イのとおり、感染予防に関する取組を行うとともに、当該取組を「北海道スタイル」安心宣言として、お客様等に積極的にお知らせいただきますようお願いいたします。

【周知例】

- ・ 「北海道スタイル」安心宣言に係るチラシ等を作成の上、店内に掲示
- ・ 「北海道スタイル」安心宣言に係る内容をホームページに掲載
なお、「北海道スタイル」安心宣言の参考様式については、下記エの北海道のホームページに掲載されていますのでご活用ください。

エ 北海道スタイルについて

北海道スタイルの詳細について、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインを遵守してください。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定に当たって参考となっています各業界団体等が感染拡大予防ガイドラインは、以下の内閣官房のホームページに一覧がございます。

(URL : <https://corona.go.jp/>)

また、これまで集団感染が発生したようなライブハウスなどの再開については、より慎重に感染防止対策を取っていただいた上で再開するようにお願いいたします。

2 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針（北海道）

以下の北海道のホームページにおいて、当基本方針が掲載されていますので、6月以降の外出の自粛等の段階的緩和等の詳細についてはこちらをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/0529kaiken-1.pdf>)

(2) 経営持続化臨時特別支援金の申請開始について

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請等の対象であって、遅くとも令和2年5月19日から同年5月31日までの期間、休業等にご協力いただいた事業者、又は休業要請等の対象ではない方で、外出自粛等により売上が大幅に減少した事業者に対して支給される経営持続化臨時特別支援金の申請が5月29日より北海道にて開始されました。

対象条件や申請方法等は以下の北海道のホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/keieijizokukarinjitokubetsushienkin.htm>)

また、当支援金については、北海道からの支給に上乗せして、札幌市内の事業者については、札幌市が一部上乗せして支援金を支給いたします。支援金の上乗せについては、以下の札幌市のホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/shienkin/tokubetsusienkin.html>)

※ 札幌市からの支援金の上乗せも含め、申請窓口は一括して北海道となりますのでご注意ください。

(3) 札幌市事業者向けワンストップ相談窓口

札幌市では、新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者に対し、以下のとおり相談窓口を設けておりますので、是非ご活用ください。

■ 事業者向けワンストップ相談窓口

受付日	平日（土日祝日、年末年始の休業日を除く）
受付時間	9:00～12:00、13:00～17:00 ※最終受付 16:30
相談場所	札幌中小企業支援センター 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル2階

相談内容	新型コロナウイルス感染症に関する緊急経営相談 新型コロナウイルス対応支援資金の融資対象認定 テレワーク導入等の就業環境整備に関する相談 各融資申請に関するサポート・アドバイス 事業者向け市税の納税猶予の相談 事業者向け新型コロナウイルス感染予防等に係る相談
------	---

■ 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィス

受付日	平日（土日祝日、年末年始の休業日を除く）
受付時間	9:00～12:00、13:00～17:00 ※最終受付 16:30
相談場所	北洋大通センター4階セミナーホール 札幌市中央区大通西3丁目7番地
相談内容	社会保険料等の猶予や雇用維持に係る相談 雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金申請サポート テレワーク機器導入等に係る相談

- (4) 札幌市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け支援について」

以下の札幌市のホームページにおいて、市内事業者がご活用できるような国・北海道・札幌市等の主な支援策のリンク集を掲載していますので、ご参考ください。

(URL:<http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/keizai/coronasien.html>)

<p>■ 北海道スタイルに関する問い合わせ 北海道経済部経済企画局経済企画課 TEL011-206-0689（受付：平日 8:45～17:30）</p> <p>■ 経営持続化臨時特別支援金に関する問い合わせ 【対象条件や申請方法等について】 北海道経営持続化臨時特別支援金お問い合わせセンター TEL011-350-7262（受付：平日 8:45～17:30 ※6/28までは土日も開設）</p> <p>【札幌市による支援金の上乗せについて】 北海道・札幌市共同支援金専用ダイヤル TEL：011-211-2605（受付：平日 8:45～17:15 ※当面は土日も開設予定）</p> <p>■ 札幌市事業者向けワンストップ相談窓口の問い合わせ TEL：011-231-0568（代表番号）（受付：平日 9:00～12:00、13:00～17:00）</p> <p>■ 当通知文に関する問い合わせ先 札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 TEL011-211-2352</p>
